

事務局次長の公募について

一般財団法人厚生労働統計協会（以下「協会」という。）は、次により事務局次長を公募いたします。

1 協会の概要

協会は、昭和28年に財団法人厚生統計協会として設立以来、厚生統計の普及、啓発及び調査研究などの公益事業を行ってまいりましたが、公益法人制度改革を機に、その目的である「民による公益の増進」を更に推進するため、名称、目的及び事業を改め、平成23年4月1日にスタートした一般財団法人です。

定款に定める事業は以下のとおりです。

- ① 厚生労働統計に関する調査研究及び政府の施策に対する協力
- ② 厚生労働統計及び厚生労働統計を活用した知識の普及、啓発及び研修
- ③ 厚生労働統計その他厚生労働行政関連情報の収集、加工、分析及び提供
- ④ 厚生労働統計及び厚生労働統計を活用した知識に関する刊行物の発行
- ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 法人の所在地

東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号

3 公募する役職及び職務

事務局次長 1名

事務局次長は、以下の事務をつかさどります。

- ① 次の事業の統括及び調整に関する事務
 - ア 事業進捗・財務処理に関すること
 - イ 庶務、福利厚生、給与等の法人事務に関すること
 - ウ 研修事業、研究助成事務、賛助会員事業等の厚生労働統計等の普及啓発に関すること
 - エ 販売促進事業に関すること
 - オ ITを活用した事業に関すること
- ② 協会の事業全般にわたり、その遂行について事務局長を補佐する事務

4 必要な意欲・能力及び知識・経験

- 1) 定款に定める事業について、率先して事業を進める意欲及び能力があること
- 2) 各事業の進行管理を適切に実施するための、幅広い視野と公平な姿勢を持っていること

- 3) 厚生労働統計及び厚生労働行政に関する専門的知識及び見識があること
 - 4) I T・セキュリティ分野に関する専門的知識を有し、情報システム化の企画・導入・管理、データ加工等に関する業務経験（5年以上）を有する者
- 5 選考方法
- 第1次審査（書類審査）及び第2次審査（面接試験）により選考します。
- 6 採用予定年月日
- 令和7年4月1日
- 7 事務局次長に就任した場合の処遇
- 1) 給与及び退職金：「給与規定」により支給
 - 2) 福利厚生：出版健康保険組合、出版企業年金基金、健康診断（年1回）
 - 3) 勤務形態：就業規則による（月～金、午前9時～午後5時、午後12時～午後1時
昼休み）
 - 4) 勤務地：一般財団法人厚生労働統計協会(東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号)
- 8 応募方法
- 1) 提出書類
 - ① 履歴書
市販の JIS 規格履歴書に学歴、資格取得、職歴、賞罰及び健康状態を詳細に記載し、3ヶ月以内に撮影した写真（パスポートサイズ 4.5 cm×3.5 cm）を添付したもの。
 - ② 自己アピールのための小論文
テーマ：「厚生労働統計に関する私の考え」
* 厚生労働行政に対する統計の役割や、I Tを活用した統計の利活用の推進についての認識等、幅広い側面からの考察を期待します。
様式等：A4 版、横書きで 1600 字程度（ワープロ又は手書き）
 - 2) 提出方法
封筒の表に「事務局次長応募」と朱書きし、簡易書留により郵送してください。
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町4番9号
小伝馬町新日本橋ビル 3F
一般財団法人 厚生労働統計協会 宛て

3) 提出期限

令和7年3月3日(月) [必着]

9 選考結果の通知

第1次選考結果は、応募者全員に文書でお知らせいたします。

なお、第1次の合格者には第2次選考会の日時等につきましても併せてお知らせします。

10 その他

1) 提出された書類等の個人情報につきましては、選考の目的以外に使用いたしません。

2) 応募方法等に関する問い合わせは、電話でお受けいたします。

ただし、選考経過及び選考結果等に関するお問い合わせにつきましては、お答えいたしかねますので予めご了承ください。

(問い合わせ) 03-5623-4123 担当: 坂本